

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキカイシャ ガクケンシセツビ 株式会社 学研 設備
 住所 改方市西田宮 14番7号
 代表者氏名 カワヒガシ 代表取締役 川 東 晃
 電話番号 072(841)6663
 FAX番号 072(841)6659
 メールアドレス info@s-gakken.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|----------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 株式会社学研都市設備
次方市西田宮町14番7号 印
代表取締役 川 東 晃

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の(選任)の届出
解任
をします。

| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社学研都市設備 生駒支店 | |
|------------------------------|--------------------|------------|
| 上記事業所で(選任)解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | (選任)解任の年月日 |
| みやがわ たつろう 宮川 達郎 | 第 292441 号 | 平成30年 月 日 |
| やぎ ともこ 八木 朋子 | 第 292379 号 | 平成30年 月 日 |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二九二四四一号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

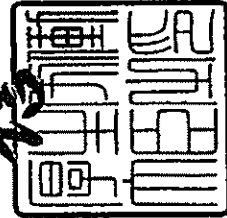
氏名 宮川 達郎

昭和五十六年十一月二十七日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十五号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二九二三七九号

給水装置事主任技術者免状

本籍 山口県

氏名 八木 朋子

昭和四十九年九月十九日生

水道法昭和二十一年法律第七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信

